

3.0 輸入規制

輸入規制について、成果物と加工食品の品目別に記載し、個別/共通事項としてハラール、適正農業規範、参入規制について記載する。

3.1 青果物

規格と表示要件

一般規格 [1985 年食品規則\(Schedules of Food Regulations\)](#)の規則 209、210、211、212、225 及び 226 条では、青果物を定義し、青果物が遵守しなければならないいくつかの要件を規定している。⁸

表: 1985 年食品規則による青果物の規格

規則	規格基準
規則 209 条 野菜類	野菜は清潔で健全であり、一般的に食用に供される植物の可食部であり、規則 210 から 212 条で基準が定められている食品を含むものである必要がある。
規則 210 条 生鮮野菜	新鮮な野菜とは、脱水、乾燥、缶詰、冷凍されていない野菜で、枯れたり、しなびたり、変色していないものであること。
規則 211 条 乾燥または脱水した野菜	(1) 乾燥野菜または脱水野菜は、野菜の生食用部分に砂糖、サッカリンまたはサッカリンナトリウム、ミントの葉または ミントオイルを加え、自然または人工的な条件で脱水したものであること。乾燥野菜または脱水野菜は、8%以上の水分を含んではならない。 (2) 乾燥野菜及び脱水野菜は、保存料及び着色料として許可された物質を含むことができる。
規則 212 条 冷凍野菜	冷凍野菜は、マイナス 18℃以下の温度で連続 1 日間、冷凍された健全な状態に維持され、販売前に解凍されていない生鮮野菜とする。冷凍野菜には、ミントの葉やミントオイルが含まれている場合がある。
規則 225 条 生の果物	(1) 生の果実とは、乾燥、果肉除去、脱水、冷凍、缶詰、砂糖漬、酢漬けのいずれでもない果実のことである。また、枯れたり、しなびたり、変色していないものでなければならない。 (生の果実には、生の果実の等級付け又は識別のために使用するものとして規則 21 第 5 項に規定する許可された着色料が含まれていてもよい。) (本規定において、食用の食品用ワックスは、販売用の生の果実の洗浄及び調製に使用することができる。)

⁸1985 年食品規則 "209,210, 211, 212, 225 and 226".
<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

規則	規格基準
規制226条 乾燥果実	(1) 乾燥果実は、清浄で健全な生の果実を自然または人工的な条件下で調製し、乾燥させたものとする。 (2) 乾燥果実は、砂糖、ぶどう糖、グリセロール、ソルビトール、サッカリン、サッカリンナトリウム、食用油脂及び流動パラフィンを 0.3%以下含有することができること。 (3) 本規定において、食用の食品用ワックスは、販売用のドライフルーツの洗浄及び調製に使用することができる。 (4) 乾燥果実は、保存料及び着色料を含有することができるが、乾燥バナナの場合は、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウムカルシウムを 315mg/kg 以下の割合で含有し、かつ、アスコルビン酸を許容される食品調整剤として含有することができる。

出典：1985 年食品規則

残留農薬の最大許容量

1985 年食品規則 41 条には、マレーシアで輸入または販売されるすべての食品は、以下のことをしてはならないと規定されている。

(a) 残留農薬に関して、その食品について食品規則 Sixteenth Schedule ⁹に定める割合以上の割合で残留農薬を含有するものであること。

(b) コーデックスで推奨されている残留農薬に関して、その食品に指定されている割合よりも高い割合で残留農薬を含む（農薬が食品規則 Sixteenth Schedule に指定されていない場合）又は

(c) 1 キログラムあたり 0.01 ミリグラム以上の残留農薬が含まれ、その農薬が食品規則 Sixteenth Schedule またはコーデックスにその食品について指定されていない場合

⁹1985 年食品規制 "第 16 スケジュール/表 16"
<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

食品規則 Sixteenth Schedule は、メロンの最大許容残留農薬量を記載している。

表：メロンの残留農薬最大許容量

農薬（英語名）	青果物	最大残留基準値 (MRLs)食品中(mg/kg)
Dimethomorph（ジメト モーフ）	メロン	0.5
Dithiocarbamates（ジ チオカルバミン酸塩）	メロン	0.5

出典：1985 年食品規則

金属汚染物質の最大許容比率

1985 年食品規則 38 では、マレーシアで輸入、広告、販売される 食品規則 Fourteenth Schedule に記載されたすべての食品は、指定された最大許容割合を超える割合で、表に記載された物質を含んではならないとされている。

食品規則 Fourteenth Schedule では、野菜・果物類における金属汚染物質（ヒ素、鉛、水銀、カドミウム、アンチモン）の最大許容割合が下表のように規定されている。

表：特定食品中の金属汚染物質の最大許容量 (mg/kg)

食品	ヒ素(As)	鉛	水銀	カドミウム (Cd)	アンチモン (Sb)
野菜ジュース、フルーツジュース以外の野菜製品、フルーツ製品	1	2	0.05	1	1

出典：1985 年食品規則

食品添加物

食品添加物および添加栄養物に関しては、食品規則 1985 年 Part V の基準が示されている。食品添加物の要求事項の詳細については、食品規則 1985 年 Part V の規則 19 ～規則 26 を参照されたい。¹⁰規定内容は加工食品と同様で、詳細な規定内容については巻末の参考セクションの表 1 に記載している。

¹⁰ 1985 年食品規制 "Part V" <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

品質等級

マレーシア連邦農産物マーケティング（農産物等級、包装および表示）規則 2008 年（GPL（Grading, Packaging and Labeling）規則または Sijil Penggredan, Pembungkusan Dan Pelabelan/ Sijil の略で 3P と呼ばれる）は、青果物等級と生産地に基づく価格の特定と比較において、消費者に参考情報を提供することにより、消費者の権利を保護するために制定されたものである。GPL 規制の適用に関する解説書は[こちら](#)でご覧いただける。¹¹

農産物の輸出入を含むマレーシア国内の農産物マーケティングの監督、調整、規制、開発を担う農業・食糧安全保障省（MAFS）傘下の機関、連邦農業マーケティング庁（FAMA）が GPL 規制を実施している。

GPL 規制の対象となる農産物は、メロン、かんしょ、柿、梨である。調査対象 4 品目を含む加工食品は、本規制の対象外である。

GPL 規制では、すべての輸入農産物生鮮食品に、マレーシア検疫検査局（MAQIS）が発行・検証した農産物適合証明書の添付が義務付けられている。農産物適合証明書（CoC）は輸入する農産物の種類（生鮮果実または生鮮野菜）に応じて発行され、1 回の入国につき 1 回のみ使用することが可能である。

すべての農産物は、3 つのカテゴリーに分類される。プレミアムグレード、グレード 1、グレード 2 の 3 種類である。

- プレミアムグレード - 傷や欠陥のない果物や野菜
- グレード 1 とグレード 2 - 傷や欠点が許容範囲内の果物や野菜。グレード 1 とグレード 2 の果物や野菜の違いは、傷や欠点の許容できるレベルの違いである。

品質等級は、マレーシア規格（MS）のグレード規定に基づく。¹²

¹¹ 連邦農業マーケティング庁 "GPL 規制の適用に関する説明書"

<https://www.fama.gov.my/documents/20143/51779/Explanatory+Notes+on+The+Application+of+Federal+Agricultural+Marketing+Authority+%28Grading%2C+Packaging+and+++labelling+of+Agricultural+Produce%29.pdf/27d89d3f-ec44-b172-c293-73f17732569d>

¹² マレーシア規格「MS 2655:2017 かんしょ」「MS 1325:2012 年 マスクメロン」

<https://mysol.jsm.gov.my/>

表：かんしょ、梨、マスクメロンの等級基準

一般名	植物名	等級規格
かんしょ	Ipontoea batatas	MS 2655:2017 ¹³
マスクメロン	Cucumis melo Linn	MS 13252012 ¹⁴

出典 : Malaysia Standards

現在、マレーシア規格（MS）が基準を設けているのは、かんしょとマスクメロンだけである輸入されたかんしょとマスクメロンの等級付けは、通常、商品が到着した際に内陸の通関所で MAQIS 担当官が実施する。時間、スペースなどの状況で、税関倉庫、認可倉庫、所轄官庁が管理する施設で実施されることもある。MAQIS 担当者は、マレーシア規格ガイドラインに記載されているかんしょとマスクメロンの外観（サイズ、成熟度、包装など）に基づき検査を行い、等級付けを実施する。

なお、かんしょとマスクメロンに関して、マレーシアにおける等級づけと市場価格との関係についての統計データは見当たらなかった。本件に関して輸入業者に問い合わせたところ、輸入青果物の市場価格は、基本的に収穫時期、供給コスト（輸送・包装・流通コストを含む）、数量、現地の需要など様々な要因をもとに、サプライチェーン上の主要関係者（輸入業者、卸売業者、小売業者）によって決定され、その時々において非常に変動するため、等級付けと市場価格との関係性は見い出せないとのことであった。

小売店で販売されている輸入果物の表示ラベルはほとんどがプレミアムグレードである。輸入業者によると、グレード 1 以下の等級は市場が限られているため、プレミアムグレードを中心に輸入しているとのことであった。ある輸入業者は、グレード 1 の果実をカットフルーツや飲料用に加工しているケースはあった。

梨や柿など、マレーシア規格（MS）がない農産物の場合は、原産国の等級規格に準じて等級付けをすることができる。

¹³ <https://mysol.jsm.gov.my/preview-file/eyJpdil6lm1RTnRXWmhiV3ZnUTE0RUdwNnZLZ2c9PSIsInZhbHVlIjojRU5Ga205WUIkYk0vT0xySEtUNUorUT09liwibWFjIjojN2M5YjY0ZDc1ZGM2MmJlZDVlZGMzMTE2ZTQ3NTc1ZDEwNGMwZTRIMWNNmYzIwNzlkOGFhMWNkMWU0NmI2Mzc5YSJ9>

14 <https://mysol.jsm.gov.my/view-file/eyJpdil6lhj1UktwNmIOMzdV3VtUlhWW5DVHc9PSIsInZhbHVlIjo0S0F4ZfVjNjN5N1ZSb2dCTTBIVIRpdz09liwibWFJljo1YTQxYWRI NmZhOWY0NW M4ZjJhZTQ3ZT ZkYmM5NTNiNmJmMDVlZjg2ZWZmZDg0MzY5MWMwM2U1NjllNTZmZmZmNiJ9>

通常、格付けは、下表に示す連邦農業マーケティング庁所管の農産物の等級付け、包装、ラベル付け規則

2008 年の Part II に基づく 5 つの基準で等級が決められる。

表：等級基準

項目	基準
鮮度	農産物は、鮮度が良いこと。鮮度不良品が含まれる率は農産物の等級によって 3%～10%の範囲で決められている。鮮度落ちの兆候がある商品は、ロット内の他の商品の品質に影響を与えるため、販売禁止となる。鮮度サインの例は以下の通り。農産物の皮が滑らかであること、肉質がしっかりしていること、シワや枯れがなく、柔らかいこと
成熟度	成熟度（色指数・熟度）が均一であること
ダメージ	傷のある製品は、保存性、プレゼンテーション、食感、味に影響するため、厳禁とします。傷みの兆候とは、害虫、不注意な取り扱い、感染症などにより、皮膚表面や肉に見られるもの、または見られないものを指す。 a) 切り傷、骨折、打撲、傷、低温障害など、不適切な取り扱いによる機械的損傷の影響 b) 害虫による噛み跡や穴 c) 悪臭、腐敗、カビなどの微生物感染による影響、 の 3 つの側面から損傷を見ることができる。
不具合	特定の等級において、農産物は欠陥品が含まれる率は農産物の等級によって 3%～10%の範囲で決められている。欠陥は次の 3 つの側面から見ることができる。 a) 形が変形している-通常の形とは異なる形をしている b) 汚れがある-清掃されていない異物の痕跡がある c) 外観が変形している-外観に影響がある。外観や色に影響を与えるような跡が外層にあること。
サイズの統一	特定の等級において、農産物は標準的な均一サイズでなければならない、公差レベルは 3%～10%である。包装単位は、各製品の重量が規定されたサイズ分類の範囲内にある場合、均一とみなされる。

品質等級仕様の詳細については脚注の [Web ページ](#)を参照されたい。¹⁵

パッケージング

小売業者、卸売業者、輸出入業者は、農産物を定められた基準に従って包装しなければならない。¹⁶

輸入・卸売・小売の青果物パッケージ仕様の要件は以下の通りである。

¹⁵ Federal Agricultural Marketing Authority "Part 11 of Agricultural Grading, Packaging and Labeling) Regulations 2008 "
<https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC091730/>

¹⁶ 連邦農業マーケティング局 "Article 5 of Agricultural Grading, Packaging and Labeling) Regulations 2008)"
<https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC091730/>

表：パッケージ仕様

項目	仕様基準
パッケージの大きさ	パッケージの大きさは、農産物の量と形状に適したものでなければならない。
パッケージの種類とグレード	パッケージには、同じ種類と等級の農産物が含まれていること
1 梱包の重量	1 梱包の重量は 30 キログラムを超えないものとする。
各パッケージのデザイン・素材	各パッケージのデザインや素材は、取り扱いや輸送の際に農産物を保護するために設計されていること
素材・パッケージ	素材や包装は、農産物の形状や品質を損なわないものでなければならない。すでにマークやラベルが貼られているパッケージを再利用する場合は、マークを消去し、既存のラベルを剥がしてから使用しなければならない。

上記に加え、マレーシアで消費されるすべての食品の包装は、1985 年の食品規則 Part VI によって規制される。

¹⁷食品包装基準の詳細については巻末の[参考セクション](#)の表 2 を参照されたい。

ラベリング

連邦農業マーケティング庁所管「農産物の格付け、包装、表示に関する規則」（2008 年）では、すべての農産物は入港地に到着する前にラベル付けされなければならないと定めている。輸入業者は、通関後にのみ農産物の再梱包やラベルの貼り替えを行うことが許されている。荷物が入港地に到着すると、MAQIS（生鮮食品の責任機関）の担当官が、農産物の情報が正確であるか、ラベルに書かれている内容と一致しているかを確認する。

同規則 6 条によると、農産物のパッケージには、11cm×7cm 以上のラベルを貼り付けなければならない、そのラベルはパッケージのタブ面または側面にしっかりと見やすく貼られなければならない。¹⁸

農産物の包装には、11cm×7cm 以上のラベルを貼付し、包装のタブ面又は側面にしっかりと見やすく貼付しなければならない。

ラベルに記載する事項は、次のように記載または印刷する。

¹⁷1985 年食品規則 "Part V Regulations 27 to 36"

<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

¹⁸Federal Agricultural Marketing Authority "Article 6 of Agricultural Grading, Packaging and Labeling) Regulations 2008 "

<https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC091730/>

- 文字の大きさは、20 ポイント以上でなければならない。
- すべて大文字、またはすべて小文字、または小文字で頭文字が大文字のもの
- 背景と強いコントラストを持つ色で表示する
- 字体は、すべての語句において統一すること。

図：マレーシアで販売されている梨のラベルの例



出典：Orissa International による店頭調査

ラベルには、以下の事項を記載する必要がある。

表：ラベル情報

項目
マレーシアの輸入業者と輸出国の農産物の生産者または包装業者または販売業者の名称および事業所所在地
農産物の一般名称
農産物の品質等級
農産物の原産国
農産物パッケージの重量

出典：連邦農業マーケティング庁

小売のために提供される青果物は、同じ種類及び等級の青果物を含む容器に陳列することができ、ラベル又はタグを当該青果物の横に貼付しなければならない。当該ラベル又はタグには、次の事項を記載しなければならない。

表：ラベルまたはタグの情報

項目
農産物の一般名称
農産物の品質等級
農産物の大きさ
農産物の原産国

出典：連邦農業マーケティング庁

連邦農業マーケティング庁の「農産物の格付け、包装、表示に関する規則 2008」によると、ラベルに記載する内容は、マレー語（Bahasa Malaysia）で記載するものとし、その他の言語への翻訳を含むことができる。翻訳言語は、現地小売業では英語がよく使われている。

輸入関税

輸入業者は、製品がマレーシアに入国する際に、2002 年 [関税義務令 2 条](#)および 2017 年 [関税（輸入禁止）令 6 条](#)および 10 条に記載されているように、製品カテゴリーを特定し、該当する関税を納付する必要がある。マレーシア王立関税局（RMCD）は、HS コードに従って、すべての製品を分類している。

マレーシアは、日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）6 か国（ブルネイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア）との間で締結された日・ASEAN 包括的経済連携協定（[AJCEP](#)）の締約国である。

また、マレーシアは、日本・東南アジア諸国連合（ASEAN）10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州およびニュージーランドの計 15 カ国との間で締結された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の締結国である。

また、マレーシアは日本との二国間自由貿易協定であるマレーシア日本経済連携協定（[MJEPA](#)）を締結しており、日本からの輸入品に対して特惠関税を適用している。マレーシアの関税割当予定表と注意事項については、「[マレーシア - 関税割当予定表 ¹⁹](#)」をご参照されたい。

¹⁹ <https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/auto%20download%20images/55828dcd657f2.pdf>

マレーシアは、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の 11 か国との間で締結された環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の締結国である。しかし、2023 年 1 月現在、マレーシア税関局による関税率検索サイトに TPP の関税率はまだ記載されていない。

マレーシアへの輸入関税は、こちらの Web サイト²⁰で確認できる。

表：日本からマレーシアへの輸入関税

製品	HS コード	最恵国待遇（MFN） 輸入関税	日本からの輸入関税 0%のケース
かんしょ			
-冷凍	0714.20.10	0%	0%（MJEP A、AJCEP、RCEP）
-その他・生鮮品	0714.20.90	0%	0%（MJEP A、AJCEP、RCEP）
生鮮メロン（スイカを除く）	0807.19.00	5% + MYR 0.65/kg	0%（MJEP A）
生鮮梨	0808.30.00	5%	0%（MJEP A、RCEP）
生鮮柿	0810.70.00	30%	0%（AJCEP）

出典：マレーシア王立関税局

自由貿易協定に基づく特惠関税の恩恵を受けるためには、日本の輸出業者は協定文書に定められた原産地規則を遵守する必要がある。

例えば、日本からの輸入品は、MJEP A 本協定に基づく原産地規則（第 3 章）の基準を満たすことにより、マレーシアで特惠関税が適用される。²¹

MJEP A 本協定第 3 章第 39 条に記載されている要件を以下の通りである。

- マレーシアは、日本の原産品について特惠関税の適用を申請する輸入業者に対し、原産地証明書の提出を求める。
- マレーシアは、輸入業者に対し、以下の場合には原産地証明書を要求しないものとする。
 - a. 通関価格の合計が千米ドル若しくは本邦通貨による換算額又はこれより高い額を超えない本邦原産貨物の委託輸入

²⁰ : <http://mysstext.customs.gov.my/tariff/>

²¹ https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/Malaysia-Japan/MJEP A_-_Main_Agreement.pdf

b. 原産地証明の義務が免除されている輸入品

- 第三国（日本以外の国の港）を経由して輸入される日本原産品について、マレーシアは、当該品の特恵関税の適用を主張する輸入業者に対し、以下の提出を求めることができる。

a. 船荷証券の写し、または

b. 当該第三国の税関当局又はその他の関係団体により与えられた証明書又はその他の情報であつて、当該第三国において荷卸し、再荷役又は良好な状態を保つための作業以外の作業を受けていないことを証明するもの

輸入手続き

日本からマレーシアへの梨、柿、メロン、さつまいもなどの生鮮青果物の輸出は許可されており、植物、動物、枝肉、魚、農産物、土壌、微生物の輸出入に関する検疫、入口地点、検疫所、検疫施設での検査と執行、証明書の提出が条件となる。

[Customs Tariff \(Import Prohibition\) Order 2017²²](#) (現行版) の Fourth Schedule, Part II (Item No 9) に基づき、全ての国の生鮮、冷蔵、冷凍の野菜・果物が輸入可能である。現地輸入業者は、MAQIS が発行する農産物の適合証明書と MAQIS による検査・承認を条件として、マレーシアに輸入することができる。現地輸入業者は、貨物がマレーシアに到着する前に MAQIS に登録し、適合証明書と輸入許可証を申請する必要がある。

2011 年マレーシア検疫検査サービス法に基づき、マレーシア検疫検査サービス局(MAQIS)は半島マレーシアにおける同法に基づく規制を監督・実施している。加工食品については、輸入許可は必要ない。

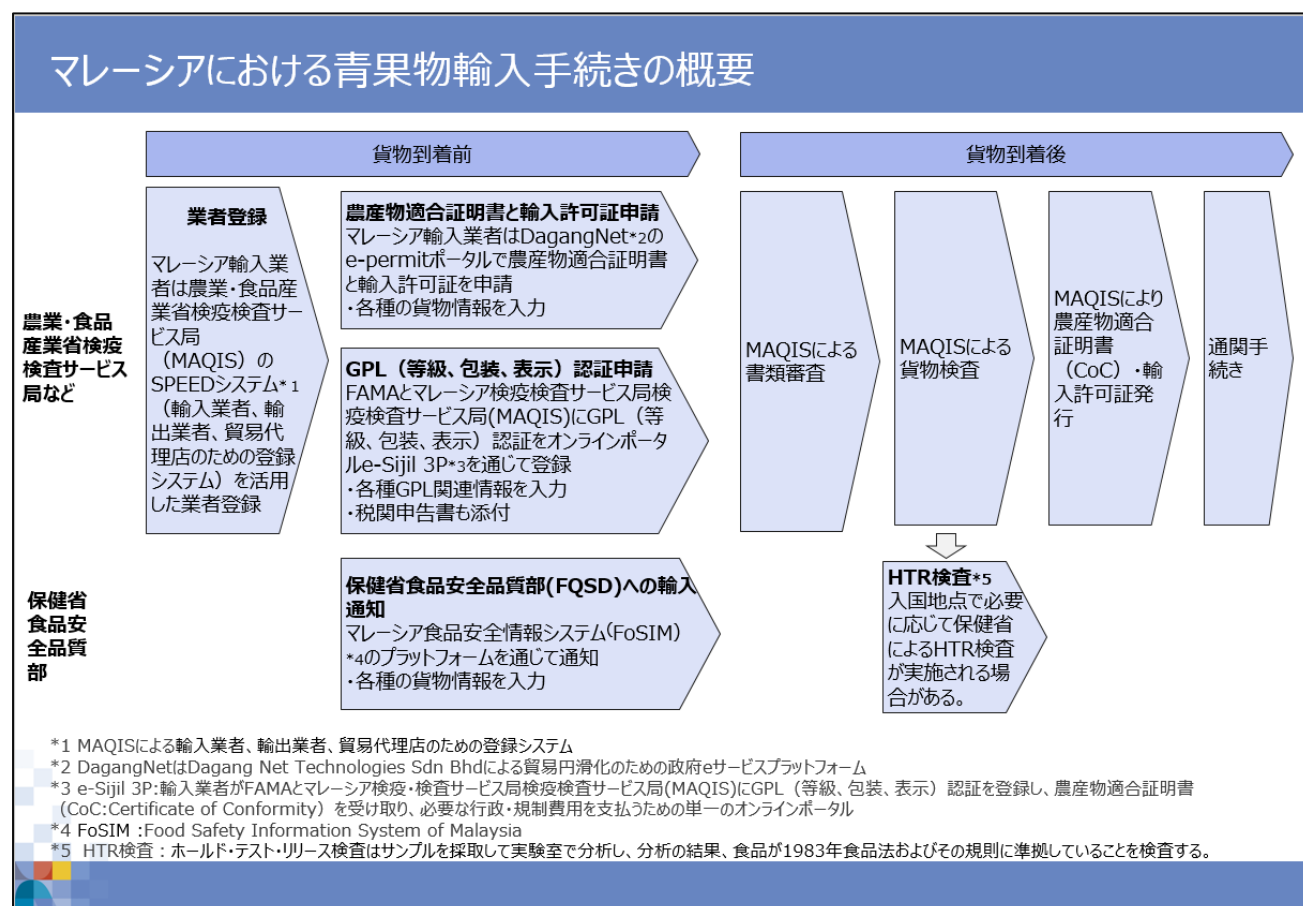
MAQIS は、生鮮青果物の輸入業者に対し、「農産物適合証明書（CoC）」の提出を義務付けている。

MAQIS は、輸入貨物の健康および食品安全状態を判断するために、輸入書類の確認および貨物の目視検査

を実施する。また、検査のために農産物のサンプルも採取される。なお、日本から輸入されるメロン、梨、柿、かんしょについては、農業局（DOA）は植物検疫証明書を要求していない。

マレーシアにおける青果物の輸入手続きの概要は以下の通りである。

図：マレーシアにおける青果物の輸入手続きの概要



マレーシア検疫検査サービス局（MAQIS）への輸入許可申請

メロン、柿、梨、かんしょなどの生鮮青果物を輸入しようとするマレーシアの輸入業者は、MAQIS の **SPEED システム**²³（輸出入業者および貿易代行業者向けの登録システム）に登録する必要がある。その後、輸入業者は **DagangNet の e-permit ポータル**²⁴で輸入許可証を申請する必要がある（DagangNet は Dagang Net Technologies Sdn Bhd による貿易円滑化のための政府 e サービスプラットフォームである）。

²³ <https://imaqis.maqis.gov.my/SPEED/#!/login>

²⁴ <https://newepermit2.dagangnet.com.my/epermit/html/login>

DagangNet での輸入許可申請手続きに関するガイドラインと[ユーザーマニュアル](#)²⁵はこちらをご覧ください。

DagangNet への情報入力は、以下の 3 つのステップで行う。

表：DagangNet に情報を入れるための 3 つのステップ

ステップ	概要
ステップ 1	輸入委託の詳細。荷主・輸入業者、荷受人・輸出業者、転送業者、申請者、輸送手段（例：海上）、輸入目的（例：ビジネス）、原産国、原産地、委託元、輸入港・入港地、仕向地の詳細が必要である。
ステップ 2	貨物の詳細。コンテナ番号、船舶呼出番号（SCN）、カテゴリー、船荷証券番号、出港予定時刻、マニフェスト番号、到着予定時刻、インボイス番号などが必要である。
ステップ 3	輸入品目/添付資料の詳細である。必要な情報は、関税コード、関税の説明、数量、関税の UOM（単位）、単価 CIF（原価、保険、運賃）、総コスト（数量×単価 CIF）である。

出典：DagangNet

輸出業者申請完了後、同ポータルから MAQIS への手数料支払いが必要である。手数料支払いのご案内は[こちら](#)を参照されたい。²⁶

等級、包装、表示（GPL: Grading, Packaging and Labeling）

連邦農業マーケティング庁（FAMA）は、国内の輸入業者が FAMA とマレーシア検疫検査サービス局（MAQIS）に GPL（等級、包装、表示）認証を登録し、農産物適合証明書（CoC）を受け取り、必要な行政・規制費用を支払うための単一のオンラインポータルである [e-Sijil 3P](#)²⁷を導入した。CoC はマレーシアの税関から商品を搬出するために必要であるため、輸入業者またはその代理人は農産物を輸入する前にオンラインで CoC を申請する必要がある。基本的には FAMA が輸入用の CoC を発行することになっているが、半島マレーシアでは MAQIS が FAMA に代わって CoC を発行する。

マレーシアの輸入業者は、必要な情報を提出し、検査費用やその他の事務手数料を支払う必要がある。

²⁵ <http://www.dagangnet.com/infosite/eGuide/EOP/MAQIS%20ePermit%20Online%20Payment.pdf>

²⁶ <https://etraining.dagangnet.com/index.php/product/epermit/eop>

²⁷ <http://www.e3p.fama.gov.my/login.aspx>

標準作業手順書（マレー語）²⁸は[こちら](#)、輸入申請手続きのステップバイステップガイド（英語）²⁹は[こちら](#)をご覧ください。

表：輸入申請手続き

ステップ	概要
ステップ 1：荷主・輸入業者、荷受人・輸出業者、輸送業者、梱包業者、申請者に関する詳細情報	必要な情報は、マレーシアの輸入企業の詳細（事業登録番号、住所、担当者、事業免許、申請者の連絡先、代理人の詳細（他の企業が輸入業者に代わって申請する場合に該当）、梱包会社の詳細（該当する場合））である。
ステップ 2：委託の詳細	必要な情報は、税関コード、輸入目的、輸送形態、船舶・航空機の数、輸入日時、到着日時、輸出港・所在地、輸出港コード、積み替え（該当する場合）、マーク・コンテナ番号、原産国コード・認証番号、最終目的国、等級認証番号、植物衛生認証番号（検査済み商品は提出不要）、輸入許可番号、K1 フォーム番号（税関申告用）、合計金額、インボイス番号である。
ステップ 3：製品情報	商品分類（野菜、果物、花など 1 申請につき 1 分類のみ）、商品名、サイズ、包装形態、1 ロットあたりの総包装量、1 包装あたりの数量、関税数量、FOB 単価、合計金額、申告等級、ラベルタイプ（印刷包装・シール）と原産地コード、検査料合計、検査済み等級。 推奨サンプリング数および最大検査単位は、FAMA が設定したシステムにより自動的に算出される。 商品格付、包装、表示の結果は、ポータルサイトで公開される予定である。商品検査・品質等級の詳細については、FAMA のウェブサイト を参照されたい。 ³⁰
ステップ 4：検査情報	必要な情報は、検査センターコード（MAQIS Entry Point に基づく）、住所、検査日、検査タイプ（通常/緊急）である。
ステップ 5：添付ファイル	ポータルサイトからオンラインで提出できる書類は、「税関申告書」と「等級証明書」である。手書きでの提出も可能であるが、FAMA メインオフィスへの提出が必要である。
ステップ 6: 申告	輸入業者は、農産物が FAMA (Grading, Packaging and Labeling) 規則 2008 年に従って格付け、包装、表示されていることを申告しなければならない。3P 検査料を含む請求書が発行される。

²⁸ http://www.e3p.fama.gov.my/pdf/SOP_eSijil3PV2.pdf

²⁹ http://www.e3p.my/pdf/4_APPLY_IMPORT.pdf

³⁰ 連邦農業マーケティング庁 "商品検査と品質等級"

http://www.e3p.fama.gov.my/pdf/7_GRADING.pdf

ステップ	概要
	MAQIS で承認されると、農産物適合証明書が作成され、輸入検査時に確認される。

出典：連邦農業マーケティング庁

図：FAMA の 3P ウェブサイトに掲載されている商品検査・品質等級一覧の画面例

Maklumat Komoditi (Commodity Information)

Kategori Komoditi (Commodity Category): Buah-Buahan Segar * Hanya satu kategori dibenarkan bagi satu permohonan.
Only one category is allowed for one application.

Senarai Komoditi (Commodity List)

Item No.	Nama Komoditi	Kategori	Saiz	Varieti	Jenis Pemeriksaan	Gred Diperiksa	Status Pemeriksaan	Approval Code
1	Belimbing (Starfruit)	Buah-Buahan Segar	L		3P Teperinci (Belimbing)	Substandard	complete	
2	Betik eksotika (Eksotika papaya)	Buah-Buahan Segar	XL				not complete	

From the "Senarai Komoditi", you can see the "Jenis Pemeriksaan" is "3P Teperinci" and "Gred Diperiksa" is "Substandard". This will generated by the system which indicates the inspection and grading complete.

Keterangan (Description)

Kelas Saiz (Size Class): L *

Kod Tariff (Tariff Code): AHTN:0810904020

Jenis bungkusan (Packaging Type): CB - CFB BOX / KOTAK KERTAS/KOTAK GENTIAN BERALUN *

Unit tariff (Tariff Unit): AHTN:KGM

Jumlah Bungkusan dalam satu lot (Total package in one lot): 400 * CB - CFB BOX / KOTAK KERTAS/KOTAK GENTIAN BERALUN

Kuantiti Tariff (Tariff Quantity): 50 * KGM

Quantity dalam satu bungkusan (Quantity in one package): 10 * BJI

Nilai unit FOB (RM) (Unit Value FOB): 50.00 * MYR

Jumlah nilai (RM) (Total Value): 2500.00 MYR [Calculate](#)

出典：連邦農業マーケティング庁

輸入生鮮食品の農産物適合証明書のサンプルは、[輸入申請手続きのステップバイステップガイド](#) ³¹23 ページから 25 ページに掲載されている。以下に、編集したスクリーンショットを掲載する。

³¹ http://www.e3p.fama.gov.my/pdf/SOP_eSijil3PV2.pdf

図：生鮮食料品輸入時の農産物適合証明書（CoC）サンプル

（3 ページ分の内容を、見やすくするために空白を削除して編集している）

No. Sijil: STB181019EJ100436



Jadual Kelima
(Peraturan 8 dan 10)
Fifth Schedule
(Regulation 8 and 10)



PERATURAN-PERATURAN LEMBAGA PEMASARAN PERTANIAN PERSEKUTUAN
(PENGGRADAN, PEMBUNGKUSAN DAN PELABELAN KELUARAN PERTANIAN) 2008
FEDERAL AGRICULTURAL MARKETING AUTHORITY
(GRADING, PACKAGING AND LABELLING OF AGRICULTURAL PRODUCE) REGULATIONS 2008

SIJIL PERAKUAN PEMATUHAN KELUARAN PERTANIAN YANG DIEKSPORT
CERTIFICATE OF CONFORMITY OF AGRICULTURAL PRODUCE FOR EXPORT

BUTIR-BUTIR MENGENAI PENGESKSPORT/ PARTICULARS OF EXPORTER		
Nama / Name: PURECANE MANUFACTURING SDN BHD	Alamat / Address: PKB 103, PARIT NIPAH, PARIT JAWA, 84150 MUAR, JOHOR	
No. Pendaftaran/No. Perbadanan / Registration no./Corporation no.: B752763A	No. Lesen / License no.: No. Permit / Permit no.:	
No. Telefon / Phone no.: 074161300	No. Faks / Fax no.:	
BUTIR-BUTIR MENGENAI PENGIMPOR/ PARTICULARS OF IMPORTER		
Nama / Name: AH FA	Alamat / Address: SINGAPORE	
BUTIR-BUTIR MENGENAI EKSPORT/ PARTICULARS OF EXPORT		
Jenis Keluaran pertanian / Type of Agricultural produce: TEBU	Negara asal / Country of origin:	
Pembungkus / Packer: PURECANE	Tempat eksport / Place of eksport: JOHOR BAHRU	Tarikh Eksport / Date of Export: 19-Oct-2018
Cara pengangkutan / Mode of transport: JALAN RAYA	Destinasi / Destination: SINGAPORE	
Nama Ejen / Agent Name: ZAKIR SDN BHD	No. Telefon Ejen / Agent Phone no.:	Kod Ejen / Agent Code: JF0013
PERAKUAN GRED/ GRADE CERTIFICATION		
- MERUJUK LAMPIRAN A - - REFER ATTACHMENT A -		

Kami memperakui bahawa keluaran pertanian yang dinyatakan di atas telah digred, dibungkus dan dilabel mengikut kehendak-kehendak Peraturan-Peraturan Lembaga Pemasaran Pertanian Persekutuan (Penggradan, Pembungkusan, dan Pelabelan Keluaran Pertanian) 2008 / We certify that the agricultural produce specified above have been graded, packaged, and labelled in accordance with the requirements of the Federal Agritural Marketing Authority (Grading, Packaging, and Labelling of Agricultural Produce) Regulations 2008.

Dikeluarkan oleh Jabatan Perkhidmatan Kuarantin Dan Pemeriksaan Malaysia / Malaysian Quarantine And Inspection Services

Tarikh dan tempat dikeluarkan / Date and place of issue : **18-Oct-2018** **IMPORT/EKSPORT DAN ZON BEBAS KLIA**
 Nama pegawai diberi kuasa / Name of authorized officer : **Abdul Azim Mohamad Raib**
 Tandatangan / Signature :

Tarikh Kelulusan: **18-Oct-2018** **No. Sijil: SSS181018IW200789**
 Nama Pemohon : **LCY GOLDEN FRUITS & VEGETABLES** **No. Permohonan: P181018IW200842**
 Jenis Keluaran pertanian : **SAYUR SEGAR**

Bil. No.	Keluaran Pertanian Agricultural produce	Bil. Lot Lot no	Rujukan Pemeriksaan Inspection Reference	Saiz Size	Bil. Bungkusan Package Qty	Gred Grade	Diperiksa Oleh Inspected By	Jenis label Labels type	Anggaran berat Approximate weight
1	Brokoli	3	SD8832537 /18	L	10 BOX	1		Sticker	1,440.00 KGM
2	Daun saderi	4	SD8832538 /18	M	5 BOX	1		Sticker	320.00 KGM
3	Labu manis	5	SD8832539 /18	M	5 BOX	1		Sticker	200.00 KGM
4	Ubi kentang	6	SD8832540 /18	M	10 BOX	1		Sticker	150.00 KGM

出典：連邦農業マーケティング庁（FAMA）

検査料は、農産物の種類、数量、検査のタイムスケジュールなどに応じて決定される。

表： 検査予定時刻から 24 時間以上で当局に通知される通知

農産物の種類	農産物生産量	営業日に実施する適合性検査に係る料金	土日祝日に実施される適合性検査の料金
生鮮野菜	最初の 1,000 キログラムまたはその一部	MYR 1.00	MYR 2.00
	1,000 キログラムまたはその一部を超えるごと	MYR 0.50	MYR 1.00
生鮮果実	最初の 1,000 キログラムまたはその一部	MYR 2.00	MYR 4.00
	1,000 キログラムまたはその一部を超えるごと	MYR 1.00	MYR 2.00

出典：連邦農業マーケティング庁（FAMA）

表： 検査予定時刻から 24 時間未満で当局に通知される通知

農産物の種類	農産物生産量	当局の営業日に実施される適合性検査に係る料金	土日祝日に実施される適合性検査の料金
生鮮野菜	最初の 1,000 キログラムまたはその一部	MYR 2.00	MYR 4.00
	1,000 キログラムまたはその一部を超えるごと	MYR 1.00	MYR 2.00
生鮮果実	最初の 1,000 キログラムまたはその一部	MYR 4.00	MYR 8.00
	1,000 キログラムまたはその一部を超えるごと	MYR 2.00	MYR 4.00

出典：連邦農業マーケティング庁（FAMA）

3.2 加工食品

規格と表示要件

一般規格

マレーシアへの食品輸入関連事業者は、「[1985 年食品規則 \(Schedules of Food Regulations 1985\)](#) Part VIII³²」に規定された要求事項を遵守する必要がある。

表：1985 年食品規則に基づく、果物を含む特定の加工食品の基準

規則	概要
規則 226 条 ドライフルーツ	(1) 乾燥果実は、清浄で健全な生の果実を自然または人工的な条件下で調製し、乾燥させたものとする。 (2) ドライフルーツは、砂糖、ぶどう糖、グリセロール、ソルビトール、サッカリン、サッカリンナトリウム、食用油脂及び流動パラフィンを 0.3%以下含有することができる。 (3) 本規定において、食用の食品用ワックスは、販売用のドライフルーツの洗浄及び調製に使用することができる。 (4) ドライフルーツは、保存料、着色料及び食品調整剤としてのアスコルビン酸を含むことができる。
規則 227 条 ミックスドライフルーツ	(1) ミックスドライフルーツ：ドライフルーツを混合して製造されたものであること。 (2)ミックスドライフルーツ (a)乾燥果実を 70%以上含むこと。 (b) 15%以下の柑橘類の果皮を含むことができる。 (混合乾燥果実の入っている包装の表示には、「混合乾燥果実」又は「乾燥（果実の名称を記載）」と記載されていること)
規則 68 条 フルーツパン	(1) フルーツパンは、以下を原料として、香辛料の有無にかかわらず調製したイーストを用いた生地を焼成して得られるパンとする。 (a) 小麦粉と水 (b) 全粒小麦粉と水 (c) 小麦粉と全粒粉の小麦粉と水の混合物 レーズン、小粒の干しぶどう、スルトナ・レーズン、ドライフルーツ、またはその他の適切なフルーツを、小麦粉、全粒粉、またはその混合物の 100kg に対して、単独または合計で 10kg 以上の割合で含むもの
規則 140 条 菓子類の表示に関する特別な要件	(1)小麦粉菓子、砂糖菓子、冷凍菓子、氷菓子又は食卓用菓子の包装には、相当量の果実、卵又は乳を含有する場合を除き、「果実」、「卵」若しくは「乳」の語又はこれらに類似する意味の語を用いて表示してはならない。

³²食品規則 "Part VIII Fruit and Fruit Product, Food Regulations 1985".
<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

規則	概要
	(2) 許可された香味物質が添加された菓子のパッケージには、名前が「フレーバー」という言葉と統一的な文字で合わせて表記されていない限り、そのフレーバーをつけた果物またはその他の天然物質の名前を表示してはならない。 (3) その菓子に少なくとも 5%の果実又は果汁が含まれていなければ、冷凍菓子、氷菓子又は食卓用菓子の包装の表示に、果実の絵又は果実若しくは果汁を表示し、示唆し、若しくは暗示する表現若しくは方法（果実の名称に「風味」の言葉を合わせて表記したものを除く）を用いてはならない。
規則 228 条 果物製品	「果実製品」とは、果実から調製された食品をいい、規則 229 から 242 及び規則 244 から 245 に規定する規格を有する食品を含むものとする。
規則 229 条 砂糖漬けの果実等	(1) 砂糖漬など：生果実又は生果実の混合物の可食部を砂糖、グリセロール（糖アルコールの一種）又はソルビトール（甘味料の一種）で処理したものであること。 (2) 砂糖漬けの果実等は、許可された保存料を含むことができる。 (3) チェリーキャンディーは、許可された着色料を含むことができる。 (砂糖漬けの果実等を収めた包装の表示に、「砂糖漬けの果物」などと記載し、その直後にその原材料となった果物の名称を記載すること。
規制 230 条 塩漬け果実	(1) 塩漬け果実は、果実を食塩で処理したものであること。 (2) 塩漬け果実は、許可された保存料を含むことができる。
規則 231 条 塩漬けドライフルーツ	塩漬けドライフルーツは、果実を食塩で処理し、砂糖を加えて又は加えなくて、自然条件下又は人工的方法で乾燥させて得られるものであること。
規則 232 条 果実の皮の砂糖漬け	(1) 果実の皮の砂糖漬けは、果実の皮を砂糖、グリセロールまたはソルビトールで処理したものであること。 (2) 果実の皮の砂糖漬けは、許可された防腐剤を含むことができる。
規則 233 条 果実缶詰	(1) 果実缶詰は、1 種類の果実を加熱処理したものを清潔な容器に詰めた健全なものであること。缶詰の中に、砂糖、転化糖、精製水飴、ぶどう糖又は乾燥ぶどう糖水飴及び飲用水を入れてもよい。その中に入っている果実は、品種が類似しており、大きさが適度に揃っているものでなければならない。 (2) 缶詰の果実は、許可された食品調整剤を含むことができる。
規則 243 条 果汁の表示に関する特別な要求事項	(1) 果汁又は濃縮果汁を含有する包装の表示欄に記載すること。 (a) 果汁を調製した果実の名称。 (b) 2 種類以上の果実の果汁からなる製品にあっては、「ミックスフルーツジュース」の文字及びその果汁の名称を含有する割合の高い順に記載すること。 (果汁又は濃縮果汁に砂糖を加えた場合には、その果汁を入れた包装の表示に、「砂糖を加えたもの」その他これと同等以上の効果を有する文字を記載しなければならない) (濃縮果汁の入った包装の表示に、この規則で定める果汁とほぼ同一の規格の果汁を製造するための希釈の指示を記載すること) (濃縮果汁を含有する包装には、「濃縮」又は「濃縮」の文字を 10 ポイント以上の均一な文字で「果汁」の文とあわせなければ表示してはならない。
規則 246 条 ジャム	(1) ジャムは、1 種類以上の健全な果実を、生、加工、半加工にかかわらず、許可された甘味物質で煮たもので、ペクチンを添加したものとしなければならない。 (2) Jam は、少なくとも 以下のものを含まなければならない。

規則	概要
	(a) 果実の 35% ただし、パッションフルーツジャム及びジンジャージャムは、それぞれ 6%及び 5%以上の果実を含むことができる。 (b) 不溶性固形分を補正しない 20℃の屈折率で測定した可溶性固形分の 65%。 (3) ジャムは、許可された保存料、許可された着色料、許可された香料、および許可された食品調整剤を含むことができる。 (二種以上の果実からなるジャムを含む包装の表示には、「ミックスフルーツジャム」の文字を記載しなければならない)
規則 247 条 フルーツゼリー	(1) 果実ゼリー 生、加工、半加工を問わず、1 種類以上の果実の果汁と許可された甘味物質を煮詰めたゼラチン状の製品で、ペクチンを添加したものとしめないものがあること。種や皮を含まないものでなければならない。 (2) フルーツゼリーには、以下を含むこと。 (a)以下のもの含むもの (i) 果汁エキス 35% (ii) 不溶性固形分を補正しない 20℃の屈折計で測定した可溶性固形分 65%以上。 (3) 果物ゼリーは、許可された保存料、許可された着色料、許可された香料及び許可された食品調整剤を含むことができる。
規則 248 条 マーマレード	マーマレードは、果実または果皮の断片を浮遊させた果実ゼリーとする。規則 247 に規定するジャムの規格に適合するものでなければならない。

出典：1985 年食品規則

輸出業者は、保健省食品安全品質管理部（FSQD）が作成した輸入食品の分類とマレーシアの関連当局が定める輸入要件を理解しやすくするための表「[MOH 管理下の食品輸入のためのマトリックス](#)³³」を参照することもできる。特定の加工食品については、追加の書類要件がある場合がある。

ラベリング

輸入加工食品についても、港に到着した時点でラベルが貼付されていることが義務づけられている。保健省（MOH）の担当官が、商品ラベルに関して 1983 年の食品法および 1985 年の食品規則で定められた基準に適合しているかどうかを審査する。

輸入業者は、栄養表示、放射線照射食品、天然風味、添加物、人工甘味料など、1985 年食品規則 Part IV に規定する輸入食品に関する FSQD の[一般表示要件](#)（マレー語文書）に従わなければならない。³⁴

³³ <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=441000100>

³⁴1985 年食品規則 "Part IV Labelling"

<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

一般的な要件としては、以下のようなものがある。

表：ラベリングに関する一般要求事項

項目	基準
ラベリング言語	輸入食品のラベルは、バハサ・マレーシア語または英語でなければならず、他の言語への翻訳を含むことができる。他言語への翻訳は、元の情報と同じ意味を持たなければならない。
牛肉、豚肉またはその派生物、ラードを含む製品	牛肉、豚肉またはその派生物、ラードを含む製品については、次の記載が必要である。「牛肉、豚肉またはその派生物、ラードを含む」または同様の表記
アルコール含有食品	アルコールを含む食品には、次のように「アルコールを含む」またはそれに類する表記をする必要がある。アルコールを含む」の文字は、セリフ体でない太い大文字で書き、文字の大きさは 6 ポイント以上でなければならない。(セリフ体：H、I、M などの文字の上部の縦線に装飾として短い横線を付けた文字)
正味重量または体積	すべての食品ラベルには、正味重量または容量、あるいはパッケージ内の最小限の内容物の数が記載される必要がある。
原材料名	食品表示には、水、食品添加物、栄養成分（添加物、栄養成分は別途規定）を除く、食品の製造に使用されたすべての原材料を記載しなければならない。2 種類以上の原材料からなる食品については、製品中の重量割合の高い順に記載しない。
食用油脂を含む食品	食用油脂またはその両方を含む食品については、ラベルに食用油脂またはその両方を含む旨と、その油脂の原料となる動植物の一般名（例：植物油（パーム油、コーン油））を明記しなければならない。
動物由来成分	動物由来の食品成分や添加物を含む食品には、その動物の一般名を表示する必要がある。（例：コラーゲン（魚））
食品添加物	食品添加物を含む食品については、以下のように記載する。「食品添加物を含む食品については、次のように記載する。食品添加物を含む食品は、以下のように記述されるべきである。"(当該食品添加物の種類を特定する) 当該食品添加物を含む。"
輸入食品	輸入食品の場合、食品ラベルに以下の事項を記載する必要がある。 (1) 外国製造業者の名称および所在地、または (2) 製造または包装する権限のある所有者の氏名または名称および住所 (3) 代理人の氏名および住所（(1)および(2)を表す）および (4) マレーシアにおける輸入業者の氏名または名称および住所 (5) 原産国

出典：1985 年食品規制

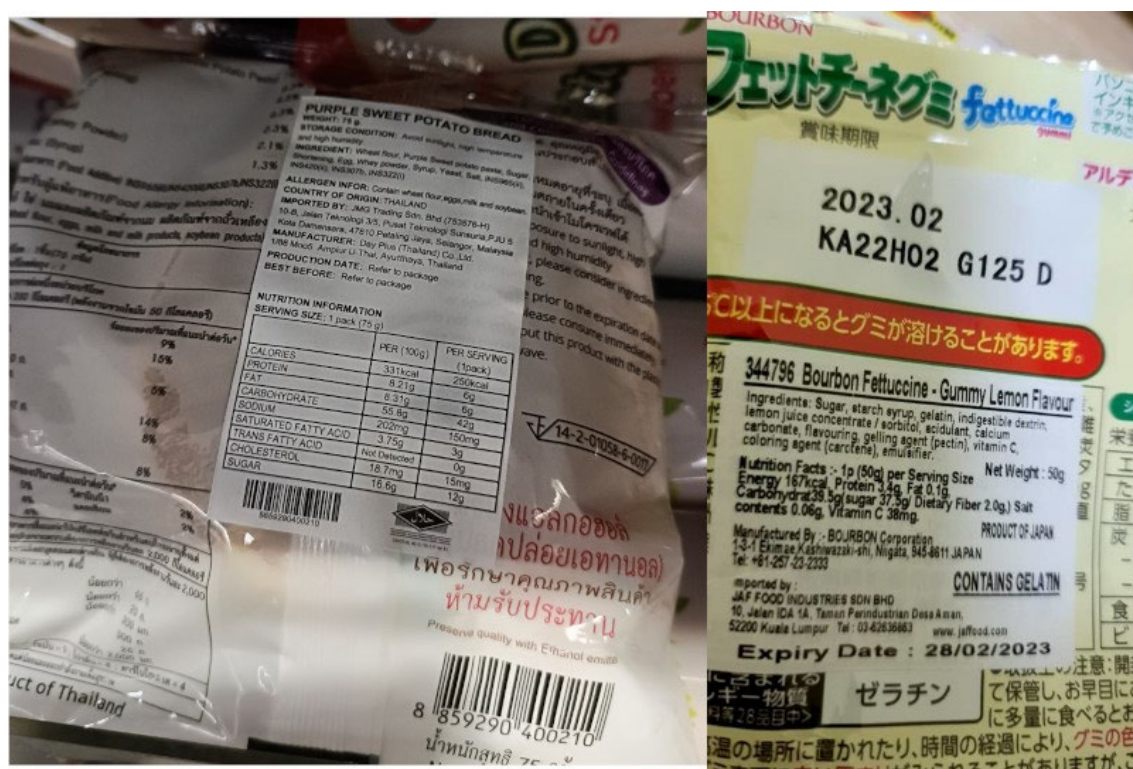
図：ラベルに表示される海外メーカーと現地輸入業者の情報例（左がマレー語原文、右が機械翻訳版）

Dikilangkan oleh: XYZ International 10 Mahunga Drive, Mangere Bridge 1 Auckland 2021, New Zealand	Manufactured by: XYZ International 10 Mahunga Drive, Mangere Bridge 1 Auckland 2021, New Zealand
Diimport oleh : XYZ Sdn. Bhd. Lot 16, Jalan 19/11 46300 Petaling Jaya Selangor	Imported by : XYZ Sdn. Bhd. Lot 16, Jalan 19/11 46300 Petaling Jaya Selangor
Product of New Zealand	Product of New Zealand

出典：保健省食品安全品質管理部（FSQD）

添加物、栄養成分、過敏症の原因となる食品成分の表示に関する保健省食品安全品質管理部（FSQD）のガイドライン（[本ページ](#)の通し番号 4、7、9、マレー語）³⁵があり、果物・野菜を含む加工食品にも製品によっては適用できる可能性がある。

図：マレーシアのスーパーマーケットで販売されている輸入加工食品への表示例



出典：Orissa International による店頭調査

³⁵ <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=441000080>

残留農薬の最大許容量

1985 年食品規則 の規則 41 条には、マレーシアで以下のような食品は、輸入または販売されてはならないと規定されている。

食品規則 Sixteenth Schedule に定める残留農薬に関してその食品に定められた割合以上の割合で残留農薬を含有する。

コーデックスで推奨されている残留農薬に関して、その食品に指定されている割合よりも高い割合で残留農薬を含む（農薬が食品規則 Sixteenth Schedule に指定されていない場合）または

- a) 1 キログラムあたり 0.01 ミリグラム以上の残留農薬を含むが、その農薬が食品規則 Sixteenth Schedule またはコーデックスにその食品について指定されていない場合

加工食品・菓子の残留農薬基準は食品規則 1985 年 Sixteenth Schedule に記載されていないため、その場合はコーデックス規格の基準値を参照するか、コーデックス規格にない農薬はすべて残留許容値 0.01mg/kg を適用する。

金属汚染物質の最大許容比率

1985 年食品規則の規則 38 条 では、マレーシアで輸入、広告、販売される 食品規則 Fourteenth Schedule に記載されたすべての食品は、指定された最大許容割合を超える割合で、列に記載された物質を含んではならないとされている。³⁶

食品規則 Fourteenth Schedule では、下表に示す特定の製品について、金属汚染物質（ヒ素、鉛、水銀、カドミウム、アンチモン）の最大許容割合を記載している。

表: 特定食品中の金属汚染物質の最大許容量 (mg/kg)

食品	ヒ素(As)	鉛	水銀	カドミウム (Cd)	アンチモン (Sb)
ココア・ココア製品	1	2	0.05	1	1
フレーバー物質	1	2	0.05	1	1

³⁶ Food Regulations 1985 "Fourteenth Schedule/ Table 14".
<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

食品	ヒ素(As)	鉛	水銀	カドミウム (Cd)	アンチモン (Sb)
甘味物質 -グリセロール、糖蜜、サッカリン、ソルビタール以外の甘味物質	1	0.5	0.05	1	1
-モラセス	1	2	0.05	1	1
食用ゼラチン	2	2	0.05	1	1
食用油脂及び食用油	0.1	0.1	0.05	1	1
ピクルス	1	1	0.05	1	1
特に指定のないすべての食品 (水、食品添加物を除く)	1	2	0.05	1	1

出典：1985 年食品規則

食品添加物

食品添加物および添加栄養物に関しては、食品規則 1985 年 Part V の基準が示されている。食品添加物の要求事項の詳細については、食品規則 1985 年 Part V の規則 19 ～規則 26 を参照されたい。³⁷規定内容は青果物と同様で、詳細な規定内容については巻末の[参考セクション](#)の表 1 に記載している。

パッケージング

マレーシアで消費されるすべての食品の包装は、1985 年の食品規制の Part VI に規定されていて、規定内容は青果物と同様である。食品包装基準の詳細については巻末の[参考セクション](#)の表 2 を参照されたい。

輸入関税

輸入業者は、製品がマレーシアに入国する際に、[関税義務令 2022 年 2 条](#) ³⁸および[関税（輸入禁止）令 2017 年 6 条](#)および [10 条](#) ³⁹に記載されているように、製品カテゴリーを特定し、適用される関税を納付する必要がある。

³⁸Customs Duties Order 2022 "Article 2"

[http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/P.U.%20\(A\)%20114%20-%20Peintah%20Duti%20Kastam%2022.pdf](http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/P.U.%20(A)%20114%20-%20Peintah%20Duti%20Kastam%2022.pdf)

³⁹ 関税定率（輸入禁止）令 2017「第 6 条及び第 10 条

マレーシアは、日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）6 か国（ブルネイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア）との間で締結された日・ASEAN 包括的経済連携協定（[AJCEP](#)）の締結国である。

また、マレーシアは、日本・東南アジア諸国連合（ASEAN）10 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州およびニュージーランドの計 15 カ国との間で締結された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の締結国である。

さらに、マレーシアは日本との二国間自由貿易協定であるマレーシア日本経済連携協定（[MJEPA](#)）を締結しており、日本からの輸入品に対して特惠関税を適用している。マレーシアの関税割当予定表と注意事項については、「[マレーシア - 関税割当予定表](#) ⁴⁰」を参照されたい。

下表に掲載されていない製品については、マレーシアへの輸入関税は[こちら](#)で確認できる。⁴¹

表：日本からマレーシアへの輸入関税

製品	HS コード	最恵国待遇 (MFN) 輸入関税	日本からの輸入関税 0%のケース
果実およびナッツ類（未加熱のもの、または水で蒸すか煮るかして調理したもの、冷凍のもの、砂糖その他の甘味料を含むか否かを問わない） など	0811.90.00	5%	0%（MJEPA、AJCEP、RCEP）
果実、ドライフルーツ（08.01 から 08.06 のものを除く） など	0813.40.90	5%	0%（MJEPA、AJCEP）
柑橘類の果実又はメロン（スイカを含む）の皮で、生鮮のもの及び冷凍、乾燥又は食塩水、硫黄水その他の保存液による仮保存されたもの	0814.00.00	10%	0%（MJEPA、AJCEP、RCEP）
野菜、果物、ナッツ、果皮およびその他の植物の部位で、砂糖で保存されたもの	2006.00.00	0%	0%（MJEPA、AJCEP、RCEP）
ジャム・フルーツゼリー	2007.99.20	0%	0%（MJEPA、AJCEP、RCEP）

出典：マレーシア王立関税局

⁴⁰ <https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/auto%20download%20images/55828dcd657f2.pdf>

⁴¹ <http://mysstext.customs.gov.my/tariff/>

輸入手続き

関税率（輸入禁止）令 2017 Part 1 規則 35 条⁴²に基づき、第 7 章及び第 8 章の野菜・果物からなる加工食品は、保健省食品安全品質課（FSQD）の認可を受ける必要がある。⁴³

果実を原料とする加工食品のマレーシアへの輸入は、マレーシア食品安全情報システム（FoSIM）プラットフォーム⁴⁴を通じて通知する必要がある。

日本の輸出業者は、FoSIM に製品を登録するために現地輸入業者を指名する必要がある。FoSIM を通じて、国内に入るすべての輸入食品は入国地点で検査される。検査は、入国地点でのリスクベースアプローチにより、保健省（MOH）の職員によって実施される。

表：FoSIM への製品登録の手順

ステップ	登録手順
ステップ 1	現地の輸入業者または代理人は FoSIM に登録する必要がある。マレーシアの輸入業者または代理店が FoSIM に登録するためのガイドラインは、 ここで入手できる 。 ⁴⁵
ステップ 2	現地輸入業者は商品到着前に関連書類を作成・提出し、当局に届け出る必要がある。輸入業者、輸出業者、代理人、輸送、商品の種類、輸入・積出港、CIF/FOB 価格、商品概要などの情報が必要である。FoSIM での輸入食品届出手続きのガイドラインは、 こちら 。 ⁴⁶
ステップ 3	食品を輸入する際は、税関に申告する必要がある。入港地では、輸入業者・代理人が以下の書類を提出する必要がある。 ○ インボイス ○ パッケージングリスト ○ 納品書 ○ 保険証書(被保険者のみ) ○ 船荷証券/航空貨物運送状 ○ 信用状（使用する場合） ○ 海上輸送または航空輸送（該当する場合） ○ 税関様式 No.

⁴²

[http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/PERINTAH%20KASTAM%20\(LARANGAN%20MENGENAI%20IMPORT\)%202017.pdf](http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/PERINTAH%20KASTAM%20(LARANGAN%20MENGENAI%20IMPORT)%202017.pdf)

⁴³ Customs Tariff (Import Prohibition) Order 2017 "Third Schedule Part I"

[http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/PERINTAH%20KASTAM%20\(LARANGAN%20MENGENAI%20IMPORT\)%202017.pdf](http://www.customs.gov.my/en/pg/Customs%20Order/PERINTAH%20KASTAM%20(LARANGAN%20MENGENAI%20IMPORT)%202017.pdf)

⁴⁴ <http://fsis2.moh.gov.my/fosimv2/HOM/frmHOMPage.aspx>

⁴⁵

http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/REFERENCE/120210102310R12FOSIMv2_UM_COMPREG_v1.0.pdf

⁴⁶ http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/REFERENCE/120210102312R1FOSIMv2_UM_SMK_v1.0.pdf

ステップ	登録手順
	o その他の関連書類（フォワダーのアドバイスに従う。）
ステップ 4	このステップは、MAQISとMOHの職員による輸入食品の検査に関するものである。食品サンプルは「Hold, Test and Release」手順で実験室分析のために採取される（食品の状態により実験室費用が発生する）。HTR 審査レベルは、輸入時に食品を入手し、実験室分析のためにサンプルを採取し、分析の結果、その食品が食品 1983 に適合していることを示すレベルと定義される。HTR 審査レベルを付与された輸入食品の分析費用は輸入業者の負担となる。HTR ガイドライン及び分析料金の詳細については、 参考セクション の食品（食品分析サービス料金）規則 2016 関連の表 3 をご参照されたい。
ステップ 5	商品が適合していることが確認されると、税関によって承認される。輸入業者は、輸入税および/または関税（ある場合）を支払い、輸入品を国内に持ち込む手続きをしなければならない。

出典: 保健省

3.3 ハラル認証

ハラルとは、「シャリア法（イスラム法）に従って許可されたもの」という意味で、ムスリムは商品やサービスを消費する際にハラル基準に従うことが決められている。マレーシアは人口の60%以上がイスラム教徒である。

マレーシアでは、生鮮野菜・果物に対するハラル認証の申請は義務付けられていない。[マレーシア（国内）ハラル認証手順書 2020 年版](#)⁴⁷の Section II (No. 6) によると、加工、修正、パッケージング、ラベル付けされていない天然産品には、生鮮魚介類、生鮮野菜、生鮮卵など、加工・変更・包装・表示されていない天然物は、ハラル認証の申請資格はない。⁴⁸

マレーシアで唯一ハラル認証を発行する政府機関である JAKIM（マレーシア・イスラム開発省）に問い合わせたところ、果物を使った加工食品のハラル要求は任意であり、ハラル認証を申請する必要があるのは肉製品だけであるとの回答であった。

海外の製造業者は、ハラル認証を取得することができる。[日本国内で認定された外国ハラル認証機関](#)⁴⁹からハラル認証を受け、以下のように所定の基準を遵守することが必要である。

- [マレーシア・ハラルマネジメントシステム（MHMS）2020 年版](#)⁵⁰
- [マレーシア（国内）ハラル認証手順書 2020 年版](#)⁵¹
- [MS 1500: 2019 Halal Food- General Requirements \(Third Revision\)](#)⁵²（全文は同サイトより購入可能である。）

日本における外国ハラル認証機関リストには、[ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会（MPJA）](#)、[日本アジアハラル協会（NAHA）](#)、[日本ムスリム協会](#)、[日本ハラル協会（JHA）](#)、[日本ハラルユニット協会（Japan](#)

⁴⁷ https://smarthalal.com.my/MPPHM_Domestik_2020.pdf

⁴⁸ マレーシア（国内）ハラル認証手順書 2020 「セクション II（No.6）」

https://smarthalal.com.my/MPPHM_Domestik_2020.pdf

⁴⁹ https://www.halal.gov.my/v4/index.php?data=bW9kdWxlcY9jZXJ0aWZ5X2JvZHK7Ozs7&utama=CB_LIST

⁵⁰ https://smarthalal.com.my/MHMS_2020.pdf

⁵¹ https://smarthalal.com.my/MPPHM_Domestik_2020.pdf

⁵² <https://mysol.jsm.gov.my/preview-file/eyJpdil6IlllWFZlZWtoeFYxaUdROUtON3o1M3c9PSIsInZhbHVlIjoibFB3NTgyZ3dPdUgvcSthSm1jTUY5UT09liwibWFjIjojZDkyNTg1MTU1YzYwNTY2MWlwNzEzZTk1Y2NhMDM3MDIzNjcyMzg5NjBINzJiM2UxMzNiZGU4NWlxMDg4ZjA2NyJ9>

Halal Unit Association : [JHUA](#)）、日本イスラム協会、ジャパン・ハラール・ファンデーション ([JHF](#))が掲載されている。

ハラール認証費用や更新費用に関しては、工場数、製品数、使用する原材料数などで個別見積としている認証機関が殆どである。更新頻度も認証機関によって異なるが、1年更新としている認証機関が多い。

イスラム教徒の一部にとっては、肉やアルコールに由来する成分を含まない、果物を使った加工食品はハラール、あるいはムスリムフレンドリーな食品とみなされると考えられる。また、消費するために製品を購入する前に、ハラール認証を確認したいと考える人もいる。

マレーシアの小売店では、ハラール加工食品と非ハラール加工食品は通常、隔離されたコーナーに陳列されている。ハラール認証を受けた加工食品は通常、メインの棚に置かれ、より広く宣伝されている。

フルーツ系の加工食品であっても、アルコールや豚肉などの禁止食材が含まれている場合は、明確にそれを表示する必要があり、ノンハラールコーナーに配置される。

ただし、フルーツ系の加工食品は、ハラール認証を取得していなくても、禁止されている成分を含んでいなければ、ハラールコーナーに入れることができる場合がほとんどである。

フルーツ系の加工食品は、ハラール認証の有無で価格が決まるわけではなく、味、品質、ブランド、需要の強さなど様々な要素が考慮されて価格が決定される。

加工食品の輸出業者には、イスラム教徒が大多数を占める同国の市場に参入するために、ハラール認証の取得が奨励される。

ハラール認証の取得のためには、下記の必要書類と関連証明書を添付の上、JAKIM の[ハラールポータル](#) ⁵³に申請されたい。

表：ハラール認証に必要な申請者の主な情報

企業情報
会社 / 企業登録
認証対象となる製品・メニューの名称と内容

⁵³ <https://www.halal.gov.my/v4/index.php?data=bW9kdWxlcY9zeXNfZWhhbGFsOzs7Ow==>

使用材料
原材料の製造者／供給者の名称と所在地
ハラル認証のある原材料のハラル状況、または重要な原材料の製品仕様（該当する場合）
包装材の種類
製造工程と手順
その他、HACCP（危害分析重要管理点）、GMP（適正製造規範）、GHP（衛生規範）、TQM（総合品質管理）、ISO（国際標準化機構）などがある。
事務所・工場所在地図

出典: JAKIM

海外ハラル認証機関（FHCB）と JAKIM は、製品の製造工程を確認するために、現地での前提条件検査を実施する。申請者は、ハラル確認書ファイルを作成し、現地調査時の関係書類を保管する必要がある。

図: JAKIM による加工食品のハラル認証（左）と日本の海外ハラル認証機関（FHCB）によるハラル認証（右）



出典: JAKIM、日本ムスリムプロフェッショナル協会（MPJA）

3.4 適正農業規範(GAP)

マレーシア適正農業規範（MyGAP）は、地元農家が高品質の商品を生産し、海外市場へ販売できるようにするために実施されている。MyGAP 認証は、マレーシア規格 MS 1784: 2005-作物商品-適正農業規範（GAP）に基づいている。

アジアのいくつかの国では、ベトナム（VietGAP）、タイ（ThaiGAP）、MAFRA Korea GAP、中国 GAP（ChinaGAP）など、グローバル GAP に基づいた各国独自版の適正農業規範（GAP）を策定している。

図：アジアにおける GAP（Global Agricultural Practices）認証の状況



出典：ドラゴンフルーツ・ネットワーク

アジア新興国の小規模生産者にとって、施設・設備・技術への投資や、認証・認定のための費用は、依然として GAP 基準導入の障壁となっている。特に欧州連合（EU）の輸出市場にアクセスしたいという欲求が認証取得の原動力となっている。

マレーシア市場について、外国の青果物生産者・輸出事業者がマレーシアで製品を販売する場合、GAP は強制的な要件ではない。市場調査によると、外国の輸出業者が適正農業規範（GAP）認証を強調している例がいくつかある。これは他の国の輸出のために GAP 認証取得をしたので訴求しているものと想定される。しかし、そのような基準への準拠はマレーシアにおける最終消費者、小売業者、流通業者の観点から重要な販売促進要因にはなっていない。

加工食品製造における GMP と HACCP について

マレーシアにおける食品の製造、輸入、販売において、GMP（Good Manufacturing Practice）および HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Points）は義務づけられていない。地元企業や外国企

業は、GMP や HACCP の要件に従うことで自主的に追加認証を取得し、自社製品が食品安全の要件や消費者のニーズを満たしていることを証明することはできる。

GMP 申請者は、マレーシア規格 MS1514 を遵守する必要がある。GMP 認証スキームのガイドラインは、食品安全品質部のウェブサイト⁵⁴ から入手可能である。

HACCP 申請者は、マレーシア規格 1480:2007、マレーシア規格 MS 1514:2009、マレーシア規格 MS 1480:2019 を遵守する必要がある。HACCP 認証制度のガイドラインは、食品安全品質課のウェブサイト⁵⁵から入手可能である。

3.5 外国からの流通貿易サービス業への参入規制

マレーシア国内貿易消費者省(MDTCA)による外国参入規制

マレーシア国内貿易消費者省(MDTCA)は、2020 年に公表した「流通取引サービスにおける外国企業の参入に関するガイドライン」⁵⁶ にもとづきマレーシアにおける果物や野菜を含む食品の販売における外国人参入の制限を課し、すべての海外関連の流通貿易企業（卸売業者、小売業者、フランチャイズ事業者、直販業者、供給業者）は、以下の規則を遵守する必要がある。さらに個別の業態ごとに特別要件も課されている。

- a. ブミブテラ人（マレー人、ジャワ人、ブギス人、ボヤン人ほか、少数派の先住民族を含む民族総称）またはマレー人の取締役を任命すること
- b. 特に管理職以上では、すべてのレベルで現地（マレーシア）人を採用すること
- c. 低技能外国人労働者は全体の 15%に過ぎないこと
- d. 現地のサプライヤーが商品を販売するための透明性の高い標準業務手順を開発し、提供すること
- e. ブミブテラ（マレー系）の流通業への参入を促進すること
- f. 大型店舗で働く障がい者を全従業員の 1%以上雇用すること

⁵⁴ <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=210>

⁵⁵ <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=208>

⁵⁶ https://www.kpdnhep.gov.my/images/FINAL_GP_2020.pdf

- g. 商品の輸出入において、地元の空港や港の利用を増やすこと
- h. マレーシアで利用可能な現地の専門的なサービスの利用を促進すること
- i. 監査済みの年次財務報告書を国内貿易消費者省(MDTCA)に提出すること
- j. マレーシア政府による持続可能な開発目標の下で提供される持続可能な開発のためのイニシアチブとアジェンダを支援すること、および
- k. 現地当局のすべての条例および規制を遵守すること

外国資本を有するすべての流通業は、2016 年会社法に基づいて現地で法人化する必要がある。払込資本金と準備金を含む最低資本要件は、以下のような設立の種類によって異なる。

- ハイパーマーケット：MYR50 百万
- デパート：MYR20 百万
- スーパーストア：MYR 25 百万
- スペシャルティストア：MYR 1 百万

新規設立および WRT ライセンスの申請は、国内貿易消費者省(MDTCA)の Web サイト⁵⁷にて受け付けている。

クアラルンプール市役所（DBKL）による外国参入規制

クアラルンプール市役所（DBKL）は、市内の商業活動を規制している。2020 年 7 月以降、DBKL は外国人がハイパーマーケット、スーパーマーケット、レストラン・カフェ、フードキオスク、ミニマート、24 時間営業のコンビニエンスストアなど 20 種類の業種の新規免許を付与することを停止している。この規制は、外国人が経営する多くの違法な事業所を抑制するために導入された。

⁵⁷ <https://www.kpdnhep.gov.my/en/public/download-forms/category/borang-j-permohonan-perdagangan-pengedaran-borong-runcit-wrt>

DBKL による免許には、敷地免許と事業免許の 2 種類があり、トレード・ビジネス・産業（Licensing of Trades, Businesses and Industries）免許（クアラルンプール連邦直轄領）By-laws 2016（UUK20）と屋台・食品流通（Licensing of Hawkers and Food Placement）免許（クアラルンプール連邦直轄領）By-laws 2016（UUK22）である。DBKL の詳細については、同市の Web サイトを参照されたい。⁵⁸

⁵⁸ <https://www.dbkl.gov.my/>

参考

1985 年食品規則 Part V の規則 19～26 条⁵⁹に記載されている食品添加物に関する要求事項の詳細

表 1 :1985 年食品規制第 V 部の仕様

規則条文	規定内容
規制 19 条：食品添加物	(1) 食品添加物とは、食品の保存品質、食感、一貫性、外観、臭気、味、アルカリ性、もしくは酸性度に影響を与えるため、または食品の製造、加工、準備、処理、包装、運搬、もしくは保存においてその他の技術的機能を果たすために、意図的に少量ずつ食品の中または上に導入する物質を指す。製造、加工、準備、処理、包装、梱包、輸送、保管において、直接的または間接的に、物質またはその副産物が食品の成分となる、または食品の特性に影響を与えるという結果をもたらす、またはそうなることが合理的に予想されるもので、保存料、着色料、香料、風味増強剤、抗酸化剤、食品調整剤を含むが、栄養補助食品、付随的成分、塩分は含まないものとする。 (2) 何人も、(a)許可された食品添加物以外の食品添加物を輸入、製造、販売のための広告、販売、または食品に導入してはならない (b) (i) 本規則に定める基準に適合しない許可された食品添加物。(c) 保健省保健局長 (Timbalan Pengarah Kesihatan (Kesihatan Awam)) が文書で承認した食品添加物以外の食品添加物。 (3) (2)にかかわらず、食品への食品添加物の添加は、本規則で許可される場合、コーデックス規格で許可される場合、または局長の書面による事前承認がある場合を除き、禁止される。本規則において、基準が規定されている食品の組成における「その他の食品」の添加または使用に関する言及は、食品添加物の使用を許可するものと解釈してはならない。 (4) 何人も、食品の損傷又は品質の劣悪さを隠すような方法で、食品に食品添加物を混入し又は付着させてはならない。 (5) 389(5)を除く本規則のいかなる規定にもかかわらず、食品添加物は、以下の場合に食品に含まれることができる： (a) 当該添加物が、食品の製造に用いられるあらゆる成分中に存在することが本規則で認められ、(b) 当該成分中の当該添加物の割合が、当該成分について本規則で認められる最大割合を超えず、(c) 最終製品中の添加物の合計割合が、当該製品について本規則で認められる最大割合を超えていない場合。(d) 当該添加物がキャリーオーバーされた食品は、当該食品が適切な技術的条件の下、健全な製造慣行に従って製造された場合よりも多量の当該添加物を含んでおらず、かつ (e) キャリーオーバーされた添加物は、当該添加物がそれ自体として効率的に技術的機能を果たすために通常求められる量よりも著しく低い量で食品中に存在すること。

⁵⁹ 1985 年食品規制 "Part V" <http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>

規則条文	規定内容
	(6) 輸入、製造、販売のために広告又は販売される食品添加物を含む包装のラベルには、(a)「(食品添加物の化学名を記載する) 許可を受けて(食品添加物の種類を記載する)、ただし着色料又は香料の場合、化学名に代えて当該食品添加物の一般名又は適切な名称を記載すれば十分」という言葉、及び (b) その使用方法を示す文章を記載しなければならない。
規制 19 条 A : 加工助剤物質	(1) この規則において「加工助剤」とは、原料、食品又は原材料の加工において、処理又は加工に関する技術的目的を果たすために使用されるが、最終食品において技術的機能を果たさず、最終食品に残留することが避けられない物質をいう。 (2) 加工助剤として使用する物質は、「加工助剤として使用する物質に関する指針 (CAC/GL 75)」に準拠すること。
規制 20 条 : 防腐剤	(1) 本規則において、「保存料」とは、食品に添加された場合、当該食品の腐敗、発酵、酸性化の過程を阻害、遅延、もしくは停止させ、または純化の証拠を覆い隠すことができる物質をいうが、ハーブ、スパイス、酢、木の煙は含まないものとする。 (2) 別表第 1 の (2) ～ (4) 項の見出しに定める物質及び別表第 2 の (2) 項の見出しに定める物質は、本規則の意味及び目的において、許可された防腐剤とする。 (3) (2)にかかわらず、食品への防腐剤の添加は、本規則で許可された場合を除き、禁止されている。 (4) (a) 第六次別表第一の(2)から(4)欄の見出しに掲げる防腐剤は、その(1)欄に定める食品に、その防腐剤に該当する欄でそれらの食品の反対側に定める最大許容割合を超えない割合で添加できる。(b) 第六次別表第二の(2)欄に定める防腐剤を同表第一欄に定める食品に添加することができる。 ただし、本規則により複数の防腐剤の使用が許可される場合、それぞれの使用量は、単独で許可される量の割合として表したときに、複数の割合の合計が 100 を超えないものでなければならない。 (5) 食品調理物が成分として別表第六に定める食品を含む場合において、当該食品調理物において許可される保存料の量は、別表第六に定める当該成分について許可される量の百分率で表したとき、当該食品調理物に含まれる当該成分の百分率を超えないものでなければならない。 (6) 第 11 項(1)(g)にかかわらず、亜硫酸塩又は二酸化硫黄を添加し、許可された保存料としての亜硫酸塩又は二酸化硫黄の量が 10 mg/kg を超える場合には、ラベルに「二酸化硫黄を含む」と記載すること。
規制 20 条 A: 抗菌剤	(1) 本規則において、「抗菌剤」とは、微生物の増殖およびその後の腐敗を防止することにより食品を保存するために使用される物質で、殺菌剤、かび防止剤、ローブ防止剤を含み、または高分子食品接触面を殺菌するために使用されるものをいう。 (2) 別表第六 (A) 号の (2) 欄の見出しに定める物質は、本規則の意味及び目的において、許可された抗菌剤とする。

規則条文	規定内容
	(3) (2)にかかわらず、食品への抗菌剤の添加は、本規則で許可された場合を除き、禁止されている。 (4) 本規則により別途許可される場合、別表第六（A）表の（2）欄の見出しに記載された抗菌剤は、（1）欄の食品に、当該抗菌剤の欄に記載された当該食品の最大許容比率を超えない割合で添加することができる。 (5) ナイシンは、Clostridium botulinum の芽胞を破壊するために十分に加熱処理されたチーズおよび缶詰の保存に使用することができる。
規制 21 条：着色物質	(1) 本規定において、「着色料」とは、食品に添加することにより、その食品に色を付けることができる物質をいい、着色料製剤を含む。 (2) 別表第 1 および別表第 2 に定める物質は、本規則の意味および目的において、許可された着色物質とする。 (3) (2)の規定にかかわらず、本規則で認められている場合を除き、食品への着色料の添加は禁止されている。 (3A) 本規定において、(a)「着色調剤」とは、1 種類以上の許容着色物質と許容希釈剤を混和して調製した製品を意味し、(b)「希釈剤」とは、それ自体が着色物質ではなく、食品の着色における混合物の使用を容易にするために意図的に混和した着色調剤の構成物を意味する。 (3B) 着色料は、許可された着色料を 4%以上含まなければならない。液体状の着色料は、400mg/kg を超えない割合で、許可された保存料として安息香酸、および許可された食品調整剤として酸味料を含むことができる。 (3C) 許容される希釈剤は、別表第三に定める物質のみとする。 (4) 輸入され、製造され、販売のために広告され、又は販売され、若しくは食品の着色に使用されることを意図する着色料を含むすべての包装には、規則 19（6）の要件に加え、次の事項を表示するものとする：(a) 合成色素又は合成色素を含む着色調剤の場合、第 7 次スケジュールの表 I の第 3 欄に当該着色料に関して規定されるカラーインデックス番号 (b) 調剤の場合、一般名及び調剤中の着色料の総割合を表示。 (5) 本規則は、魚、肉、チーズ、卵、野菜、果物又はナッツの販売において、識別又は格付けの目的で、生の又は原形の食品に、又は通常食べる食品の一部に施された標識が、(a) その他の許可された食品添加物又は無害な希釈剤とともに又はなしに、許可された着色料で構成されていることを禁止してはいない。(b) 背景とのコントラストが強い (c) 塗布された元の表面のかなりの部分を覆っていない (d) 目立つほど食品の下層部に浸透していない。
規制 22 条：香料物質	(1) 本規定において、「香料」とは、化学合成により形成された、または植物もしくは動物由来の材料から得られた、香料の性質を持つ化学的に定義された物質を意味する。 (2) 本規定において、「天然香料」とは、香料の成分の化学構造に不可避だが意図的でない変化をもたらす可能性のある物理的プロセス、または植物もしくは動物由来の材料から酵素的もしくは微生物的プロセスによって得られる香料をいい、合成香料または化学合成によって形成される香料は含まないものとします。

規則条文	規定内容
	(3) 認可される香料は、以下の通りである。(i) 食品技術者協会発行の Food Technology に含まれる米国フレーバー・エキス製造者協会 (FEMA) 発行の Generally Recognised As Safe (GRAS) Flavoring Substances、または (ii) Flavourings, List of Codex Specifications for Food Additives (CAC/MISC 6) (b) 天然香料の生の状態または乾燥、ロースト、発酵などの従来の調合プロセスによる加工後の物質。 (4) (3)にかかわらず、本規則で許可された場合を除き、食品への香料の添加は禁止されている。 (5) (3)にかかわらず、別表第 1 に定める香料を食品に添加することはできない。 (6) 食品への天然香料の添加により生じる特定の天然毒物の最大許容割合は、別表第 8 の表 II に規定されている。ただし、複数の天然毒物が存在する場合、それぞれの量は、単独で許容される量に対するパーセンテージで表したときに、複数のパーセンテージの合計が 100 を超えないものでなければならない。 (7) 許容される香料の調製には、許容される保存料、許容される酸化防止剤及び許容される食品調整剤 を含むことができる。
規制 23 条：フレーバーエンハンサー（風味増強剤）	(1) 本規則において、「風味増強剤」とは、食品に添加することにより、その食品の風味を増強または改善することが可能な物質をいう。 (2) 別表第九に定める物質は、本規則の意味及び目的において、許可された風味増強剤とする。 (3) (2)にかかわらず、本規則で許可されている場合を除き、食品への風味増強剤の添加は禁止されている。 (4) 第 11 項(1)(g)にかかわらず、許可された風味増強剤が食品に添加されている場合、当該食品を含む包装のラベルに「許可された風味増強剤として（風味増強剤の化学名を記載）含有」と記載されること。
規制 24 条：酸化防止剤	(1) この規則において「酸化防止剤」とは、食品に添加された場合に、食品における腐敗その他の酸化による劣化の発生を遅延させ、または遅らせることができる物質をいう。 (2) 別表第 10 の(2)から(11)までの見出しに定める物質は、本規則の意味及び目的において、許可された酸化防止剤とする。 (3) (2)にかかわらず、本規則で許可された場合を除き、食品への酸化防止剤の添加は禁止されている。 (4) この規則により許可される場合、別表第十の（2）～（11）欄の見出しに記載された酸化防止剤は、その（1）欄で指定された食品に、その酸化防止剤に該当するその欄でそれらの食品に対して指定された最大許容割合を超えない割合で添加されることができる。ただし、本規則により複数の酸化防止剤の使用が許可される場合、それぞれの量は、単独で許可される量に対する割合で表したときに、複数の割合の合計が 100 を超えないものでなければならない。

規則条文	規定内容
	(5) 食品調理物が第十表に定める食品を成分として含む場合、当該食品調理物において許容される酸化防止剤の量は、第十表に定める当該成分の許容量に対する割合として表したとき、当該食品調理物に含まれる当該成分の割合を超えないものでなければならない。
規制 25 条:フードコンディショナー（食品調整材剤）	(1) この規則において「食品調整剤」とは、目的とする食品を得るために技術的な目的で食品に添加される物質をいい、乳化剤、消泡剤、安定剤、増粘剤、加工デンプン、ゲル化剤、酸味料、酵素、溶剤、光沢剤、抗凝固剤などを含むが、保存料、着色料、香料、風味改良剤および抗酸化剤は含まないものとする。 (2) 別表第 11 の表 1 及び表 2 の（2）欄に定める物質を、この規則の意義及び目的上、許可された食品調整剤とする。 (3) (2)の規定にかかわらず、本規則で許可された場合を除き、食品に食品調整剤を添加することは禁止されている。 (4) (3)にかかわらず、食品への食品調整剤の添加が本規則で認められている場合、当該食品には、第 11 次別表第 I 表に定める食品調整剤のみを添加することができる。ただし、別表第 2 の（2）欄に規定する食品調整剤は、同表の（1）欄の反対側に規定する食品に添加することができる。 (5) ポリデキストロースを添加した食品がある場合、当該食品を含む包装のラベルに「敏感な人は、ポリデキストロースを含む食品の過剰摂取により下剤効果を感じることがあります。」 (6) 第 11 項(1)(g)にかかわらず、許可された食品調整剤が食品に添加されている場合、当該食品を含む包装のラベルに「許可された食品調整剤として（食品調整剤の分類名を記載）含有」と記載すること。
規制 26 条: 添加栄養素(添加物)	(1) この規則において「添加物」とは、ミネラル、ビタミン、アミノ酸、脂肪酸、ヌクレオチド、その他の食品成分で、食品に単独または組み合わせて添加することにより、その食品の栄養価を向上させるものをいう。 (2) 別表第十二に定める添加栄養剤又はあらかじめ所長の書面による承認を受けた添加栄養剤は、この規則の意義及び目的上、許可された添加栄養剤とする。 (3) 本規則に別段の定めがある場合を除き、許可された添加栄養剤を食品に添加することができる。 (3A) エピガロカテキンガレート（EGCG）を含む食品の包装のラベルに「妊娠中及び授乳中の母には推奨されません」と記載すること。 (4) 何人も、許可された添加物以外の添加物栄養剤を添加した食品を販売してはならない。 (5) 何人も、許可された添加物以外の添加物栄養剤を食品に使用するのに適しているものとして輸入し、製造し、又は販売のために広告してはならない。

規則条文	規定内容
	(6) アミノ酸、脂肪酸、ヌクレオチドその他の食品成分が添加された食品を含む包装には、(a)当該食品に添加されたアミノ酸、脂肪酸、ヌクレオチドその他の食品成分の場合による名称及び(b)当該食品の一定量中に含まれる当該アミノ酸、脂肪酸、ヌクレオチドその他の食品成分の場合による量を表示するものとする。 (7) 食品を含む包装のラベルには、当該食品が濃縮、強化、ビタミン強化、補充又は強化されている旨の表示をし、又は同じ意味を伝える可能性のある文言を記載してはならない。ただし、別表第二の（１）欄に定める食品の量についての言及が、別表第一に定める添加栄養源から得られる、場合により同欄の（２）から（１７）に定めるビタミン又はミネラル量より少なくない量を示している場合は、この限りでない。 (8) (7)にかかわらず、アミノ酸又は脂肪酸又はその両方が添加された食品の包装のラベルには、当該食品がアミノ酸又は脂肪酸又はその両方を強化又は補充している旨の表示をすることができ、当該表示をする場合には、以下の形式又は同様の意味を有する他の言葉で表現しなければならない。「この食品は、（アミノ酸、脂肪酸又はその両方のいずれかを記載する）（ミリグラム単位で量を記載する）を（前述のように品質を記載する）である。 (9) (7)に規定する品質を有すると主張する場合、当該食品を含む包装のラベルに、「この食品は、（(7)に規定する品質を主張する）（ビタミン若しくはミネラル又はその両方及びその量を第十二表第二で表される単位で記載）」その他同様の意味の言葉を記載すること。 (10) 食品は、ビタミン及びミネラルを、別表第三に定める量を超えて含んではならない。 (11) ビタミン K を含有する乳児用調製粉乳、フォローアップミルク及び調製粉乳以外の食品の包装のラベルに、「ビタミン K を含有、ワーファリンを服用している人は、本品を摂取する前に医師の助言を得てください」と記載すること。
規制 26 条 A : プロバイオティクス培養液	(1) 本規則において、「プロバイオティクス培養物」とは、適切な数を投与された場合に宿主に健康上の利益を与える生きた微生物を意味する。 (2) 別表第十二に定める培養物又は局長の事前の書面による承認を得た培養物は、本規則の意味及び目的において、プロバイオティクス培養物とする。 (3) 本規則に別段の定めがある場合を除き、許可されたプロバイオティクス培養物を食品に添加することができる。 (4) 添加されたプロバイオティクス培養物は、当該食品の保存期間中、生菌数が 106 cfu/ml または cfu/g を下回ってはならないこと。 (5) プロバイオティクス培養物は、伝達性抗生物質耐性遺伝子を含有していないこと。 (6) プロバイオティクス培養物が添加された食品の包装のラベルには、次の事項を記載しなければならない。(a)「プロバイオティクスの含有量（記載量）」の文字 (b) プロバイオティクス培養物の属、種及び株の特定 (c) 包装開封前及び開封後の保存の指示。

規則条文	規定内容
	(7) (6)の規定の適用上、プロバイオティック培養物の増殖及び維持に用いる培地が動物に由来する場合、当該食品のラベルに「由来するプロバイオティクス培養物の増殖に使用される培地（当該動物の一般名）」の文字を用いて当該動物の一般名を記載しなければならない。 (8) プロバイオティクス培養物が添加された食品の包装のラベルに、「プロバイオティクスの培養液は、腸の機能を改善するのに役立ちます」という言葉、または同様の意味を持つ他の言葉を記載することができる。

出典：1985 年食品規制

食品規制と食品添加物の種類別添付文書

許可された添加物の名称	食品規制条文番号	食品規則
防腐剤	規則 20 条	第 6 スケジュール
抗菌剤	規則 20 条 A	第 6 スケジュール (A)
発色剤	規則 21 条	第 7 スケジュール
フレーバーエンハンサー（風味増強剤）	規則 23 条	第 9 スケジュール
酸化防止剤	規則 24 条	第 10 スケジュール
フードコンディショナー（食品調整剤）	規則 25 条	第 11 スケジュール
添加栄養素	規則 26 条	第 12 スケジュール
プロバイオティクスの培養	規則 26 条 A	第 12 スケジュール A

表 2 食品包装基準の詳細

1985 年食品規則 Part VI の基準

条文番号	基準
規則 27 条：有害なパッケージの使用禁止	本規則に別段の定めがある場合を除き、何人も、販売用食品の調理、包装、保管、配送または露出のために、有毒物質、有害物質または汚染物質をその内容物に生じさせ、もしくは生じさせる可能性のある包装、器具、容器または食品を輸入、製造、販売のための広告または使用、もしくは使用させることを許してはならない。
規則 27 条 A：禁止されている哺乳瓶について	(1) 何人も、ビスフェノール A（BPA）を含有する哺乳瓶を輸入し、製造し、又は販売のために広告してはならない。 (2) ビスフェノール A（BPA）を含まない哺乳瓶又は哺乳瓶の包装には、「BPA フリー」の文字を表示することができる。
規則 28 条：陶磁器	(1) 本規則において「陶磁器」とは、ポーンチャイナ、磁器、ビトリファイドチャイナ、鉄製石器および石器で作られた、食器として使用される陶磁器の器具または包装で、食用に供する食品の調理、包装、保存、配送または露出に使用されまたは使用されることが意図されているものをいう。 (2) 本規定において、(a)「磁器」または(b)「ポーンチャイナと同等」とは、吸水率が 0.4 パーセント以下で、数ミリの厚さの半透明な焼成白体を有する石器以外の陶磁器をいう。(c)「ガラス化陶磁器」または一般に「ガラス質陶磁器」「ファインチャイナ」と呼ばれるものは、白色、不透明または半透明のガラス化陶磁器で、0.4 パーセント以下の吸水率を有するものをいう。(d)「土器」は、ガラス化または非ガラス化または装飾された非ビトレウス、多孔性および不透明の陶器白器で、必須成分として粘土を含み、色が変化し、3 パーセント以上 7 パーセント以下の吸水率を有するものをいう。(e)「ストーンウェア」とは、釉薬または無釉薬または装飾を施したガラス質または半ガラス質のセラミック白 質陶器で、粘土を主成分として含み、色が変化し、吸水率が 3.0%以下であるものをいう。(f)「フラットウェア」とは、最下点から溢れた部分を通る水平面までの内部深さが 25 ミリメートル以下の陶磁器を意味する。(g)「中空容器」とは、最も低い位置から溢れた部分を通る水平面までの深さが 25 ミリメートルを超える陶器製の容器をいう。中空容器は、その容量により、以下のように大小に分類される。(i)大型中空容器：容量が 1.1 リットル以上のもの。(小物入れ：容量が 1.1 リットル未満のもの。 (3) カテゴリー A：磁器、ポーンチャイナ、ファインチャイナ、ビトリファイドチャイナ、その他吸水率が 0.4%以下の陶器製品。(b) カテゴリー B：土器および石器。 (4) 何人も、食品の調理、包装、保管、配送又は露出に使用することを意図した陶磁器を輸入、製造、販売のために宣伝又は販売してはならない。ただし、その陶磁器をマレーシア規格 MS ISO 6486-1「食品と接触する陶磁器、ガラス陶器及びガラス食器-鉛及びカドミウムの放出-パ

条文番号	基準
	ート 1：試験方法」に従って試験し、その陶磁器から放出された鉛及びカドミウム量が別表第 13 で定める最大許容割合を超えていない場合は、その限りでない。 (5) 陶磁器は、別表第 13 の表 II に定める仕様にも適合すること。 (6) 陶磁器を輸入し、製造し、販売のために広告し又は販売する者は、各陶磁器に次の情報を明確かつ恒久的に表示することを確保しなければならない。(a) 名称、商標又は製造者若しくは供給者を識別するその他の手段 (b) 製品の原産国名 (c) 次のいずれかの分類(i) ボーンチャイナ (ii) 磁器 (iii) ビトリファイドチャイナ (iv) 土器 (v) 炻器 (vi) テラコッタを含むその他の陶器の分類 (d) 「食品接触用」の文字、又は第十三表第三に定める記号。 (7) (6)の規定の適用上、当該情報は見やすく目立つように表示されるものとし、(a) マレーシアで準備、製造又は包装された陶磁器の場合はマレー語で、(b) 輸入陶磁器の場合はマレー語又は英語で、いずれの場合も他の言語による翻訳を含むことができる。
規則 29 条：塩化ビニルモノマーを過剰に含むポリ塩化ビニル製パッケージの使用禁止	何人も、1mg/kg を超える塩化ビニルモノマーを含むポリ塩化ビニル製の硬質または半硬質のパッケージ、器具、容器、または販売用食品の準備、包装、保管、配送、露出に、輸入、製造、販売のための広告、使用をしてはならない。
規制 30 条：ポリ塩化ビニル容器包装食品は、ビニルを過剰に含んではない。クロライドモノマー	何人も、0.05mg/kg を超える塩化ビニルモノマーを含む場合、ポリ塩化ビニル製の硬質または半硬質パッケージ、器具、容器に入った食品を輸入、調理、販売のために宣伝してはならない。
規則 31 条：非食品用パッケージの使用禁止	何人も、食品の調理、包装、保管、配送、販売のための露出において、食品以外の製品に使用されていた、または使用されることを意図していた包装、器具、容器、または容器を使用したり、使用させたりしてはならない。
規則 32 条：パッケージの再利用の禁止	(1) (2)に従い、何人も、調製、包装、保管、配送又は販売のための露出において、以下のものを使用してはならず、また使用させてはならない： (a) あらゆる砂糖、粉又はミールの、以前に何らかの目的で使用した袋 (b) あらゆる食用脂肪又は食用油の、以前に何らかの目的で使用した瓶又は金属容器（食用脂肪及び食用油のサイロ及びタンカーを除く）。(c) 豚由来でない食品で、豚由来製品のために使用することを目的とする、又は使用したことのある包装、器具、容器 (d) （包装紙で包装されているものを除く食品で、以前に何らかの目的で使用したことのあるプラスチックびん (e) 酒類及びシャンディ以外の食品で、以前に酒類又はシャンディのために使用したことのあるびん。

条文番号	基準
	(2) 20 リットル以上のポリカーボネート容器で、過去にナチュラルミネラルウォーターに使用されたものを、同じ用途に使用することができる。
規制 33 条：類似製品のリサイクル可能なパッケージ	(a)牛乳、清涼飲料水、アルコール飲料、シャンディなどの調製、包装、保管、配送、販売のための露出に、以前他の食品に使用されたガラス瓶を使用したり、使用させたりしてはならない。(b)野菜、魚、果物などの箱や木箱は、以前他の食品に使用されたことがある。
規則 33 条 A：アルコール飲料、シャンディ、野菜、果物用に再利用できる他の食品のパッケージ	(1) これまで酒類に使用されていたガラス瓶は、シャンディに使用することができ、その逆も可能である。 (2) 野菜に使用されていた箱や木箱は、果物の準備、包装、保管に使用することができ、その逆もまた可能である。
規則 34 条：あらゆるパッケージの使用に関する推定	第 32 条及び第 33 条の適用上、食品の入った包装、器具、容器又は艦船に他の食品に属するマーク又はラベルがある場合、当該包装、器具、容器又は艦船は、当該マーク又はラベルが示すようにその特定の食品に使用されたものと推定されるものとする。
規則 35 条：破損したパッケージの使用禁止	(1) 何人も、破損した包装または容器に含まれる食品を輸入し、調理し、販売のために広告し、または販売してはならない。 (2) (1)の規定の適用上、「破損」とは、(a)包装又は容器の完全性、製品の健全性又はその両方に影響を与える欠け又は歪み、(b)穿孔、腐食若しくは漏出又はこれらの組合せをいう。
規則 36 条：おもちゃ、コインなどを食品の中に入れてはならない。	(1) 販売用食品またはその包装に、おもちゃ、硬貨その他の物品を入れてはならない。 (a) 消費されるべき食品の推奨量を測定するための物品（ただし、当該物品が無菌である場合に限る）(b) 第 12 条（6）に掲げるラベル (c) 酸素吸収を目的とする還元鉄粉の小袋。
規則 36 条 A：還元鉄粉	(1) 36 項(2)(c)に規定する還元鉄粉は、脱酸素剤が食品を汚染し、汚し、又は食品中に移行しないような方法で小袋に封入されているものであること。 (還元鉄粉の小袋が食品に直接接触する場合、小袋自体及びそのラベルは、食品を汚染し、汚し、又は食品中に移行しない材料で構成されていなければならない。 (2) 還元鉄粉の小袋は、以下の 1 つ又は 2 つ以上を含むことができる。(i) 塩化カルシウム；(ii) 水酸化カルシウム；(iii) 活性炭；(iv) 石膏；(v) 酸化鉄；(vi) 水酸化マグネシウム；(vii) ステアリン酸マグネシウム；(viii) パーライト；(ix) 塩；(x) タルク；(xi) 水；(xii) ゼオライト。 (3) 還元鉄粉の小袋には、「脱酸素剤」という語又はこれと同一若しくは類似の効果を有する語を表示し、その後に「中身を食べてはならない」及び「鉄粉含有」の語を表示しなければならない。

表 3：食品分析サービス料金

解析サービスの種類	解析パラメータ	パラメータ 1 サンプルの料金 (MYR)
食品添加物	安息香酸	200
	ソルビン酸	200
	ホウ酸（定性）	100
	二酸化硫黄	150
	非栄養系甘味料サッカリン	200
	非栄養系甘味料シクラミン酸塩	200
	食品着色料（ペーパークロマトグラフィー）	150
	食品着色料(液体クロマトグラフィー)	300
	酸化防止剤	150
	ポリリン酸	200
	クエン酸塩	200
	亜硝酸塩	200
	硝酸塩	200
	カフェイン	200
	ホルムアルデヒド	150
	塩分含有量	80
残留農薬	有機塩素系 有機リン系	600
	カルバミン酸塩	600
	合成ピレスロイド	500
		500
金属汚染物質	水銀（合計）	150
	ヒ素（合計）	200
	リード	200
	カドミウム	200
	錫	200
デオキシリボ核酸 (DNA)	スペシエーション	600/種
その他化学分析	ダイオキシン・フラン類（スタックドエミッション）	3,000

	ヒスタミン（液体クロマトグラフィー）	400
	ヒスタミン（テストキット）	350
	アニオン（イオンクロマトグラフィー）	450
遺伝子組換え生物	スクリーニング（35S プロモーター + NOS	400
	ターミネーター + npt 11 ターミネーター）定量（ラウンドアップレディソ イ（RRS））。	700/テスト
	定性的（Bt 11、MON 810、Bt 176、GA 21、T 25）	400

出典：食品（食品分析料）規則 2016